（一般廃棄物処理施設用）

先行許可証の提出に係る申立書

 　　　　　　　年　　月　　日

　（宛先）

　　大津市長

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

　私、申請者は一般廃棄物施設にかかる許可(認可)申請にあたり、下記の項目について、廃棄物の

処理及び清掃に関する法律施行規則第３条第７項(これらを準用する場合を含む。)の適用を受けたいので申し立てます。

　申し立てにあたり、先行許可証を原本にて提示し、原本証明した同許可証の写しを添付します。

　また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

記

省略する書類

１　申請者が個人である場合

⑴　住民票の写し

２　欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面

⑴　誓約書

３　申請者が未成年者である場合

⑴　法定代理人の住民票の写し

４　申請者が法人である場合

⑴　役員の住民票の写し

⑵　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に　相当する出資をしている者(以下、｢株主｣という。)の住民票の写し

　　（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

５　申請者に施行令第６条の１０に規定する使用人(以下、｢政令使用人｣という。)がある場合

⑴　政令使用人の住民票の写し

 注

 　・申請者自身の登記事項証明書（申請者が法人である場合）は、省略できません。

・先行許可制度により許可申請をされる場合は、一般廃棄物処理施設許可(設置・変更)事業計画等

審査願に、この申立書と原本証明した先行許可証の写しを添付してください。

 　　また、本申請時には当該先行許可証を提示してください。

 　・譲受け・借受け許可申請、合併・分割認可申請、相続届出の場合は、本申請時にこの申立書と

原本証明した先行許可証の写しを添付し、併せて、当該先行許可証を提示してください。

 　・先行許可証の交付以降、役員等の変更があった場合、該当者については住民票の写し等の省略はできません。また、誓約書は省略できません。

　　・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等は、医師の診断書等を含みます。